

理事長コメント

コメ先物取引の試験上場につきましては、平成23年8月8日の取引開始から、まもなく2年を迎えることとなりました。

この2年間、トラブルもなく、円滑な取引が行われてきたのは、関係各位の皆様の御指導、御協力の賜であり、まずは厚く御礼を申し上げます。

取引開始以前には、価格が乱高下し、生産・流通現場に著しい影響を与えるとの懸念も示されておりましたが、本所といたしましては、市場管理の徹底に努めた結果、これまでの取引においては、価格の極端な乱高下は確認されておらず、また、生産、流通の現場に著しい支障を及ぼしている具体的な事実は確認されておりません。

取引量については、十分な取引量が見込まれないとまでは言えず、金をはじめ他の商品の取引当初と比べても遜色のない取引量は確保出来ております。

しかし、生産者団体からは、取引開始以前より、反対の意見が表明されており、取引開始後、本所として、これら様々な意見を一つにする取組が十分でなかったことは、取引の裾野が十二分に広がっているとまでは言い切れない状況を生む要因の一つであり、自省せざるを得ません。

これらの点を踏まえ、本日、臨時会員総会の決議を経て、本上場の移行を急ぐのではなく、さらに慎重を期して、コメの先物取引の試験上場を2年間延長する旨の定款変更の認可申請を林農林水産大臣に対して提出したところであります。

本所では、このたびの申請にかかる検討に際し、本年4月19日に、生源寺眞一名古屋大学教授を委員長とした外部有識者で構成される「コメ試験上場検証特別委員会」を設置し、これまでの取引の状況について、検証を行って参りました。

同委員会におかれましては短期間にかかわらず精力的な御議論、御検討をいただき、6月28日に「コメ先物取引の試験上場に関する検証報告書」を取りまとめていただいたところ です。

検証委員会の検証結果の詳細につきましては、本所のホームページに同報告書を掲載しておりますので、こちらをご覧くださいと考えますが、結論として「コメ先物取引の本上場への移行、または少なくとも試験上場の延長を申請することについて、諸般の状況を踏まえながら検討されることを期待する」との御提言を頂戴いたしました。

本所においては、この御提言を踏まえ、本上場への検討を行いました。現時点でも本

上場への移行申請を行う余地はあったものの、冒頭にも述べましたが、生産者団体の理解が得られていないなど取引の裾野が十二分に広がっているとまでは言い切れない状況に加え、この約2年間は東日本大震災・原発事故の発生等、極めて特殊な状況下であったことを踏まえ、念のため、さらに慎重を期し、試験上場期間を延長して、価格形成、価格変動のリスクなどを検証し、かつ、取引所として取引参加者の裾野を広げる取組を従来にも増して行うことにより、安定した取引を確保していくことが求められているとの結論に至り、本日、臨時会員総会の決議を経て、コメの先物取引の試験上場を2年間延長する旨の申請を行ったところであります。

なお、本所といたしましては、認可申請が認められた場合にあっては、新たな2年間について、責任をもって市場振興及び適正な市場管理に努めることはもとより、商品設計等につきましても、当業者の意見を十分に拝聴した上で、不断の見直しを行い、生産者をはじめ当業者及び投資家にとって、より利用しやすく、安心できる市場の実現を図っていく所存でございますので、皆様におかれましては、今後ともご支援ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

平成25年7月8日

大阪堂島商品取引所

理事長 岡本 安明

定款変更理由書

平成 25 年 7 月 8 日
大阪堂島商品取引所

平成 23 年 8 月 8 日に、米穀の当業者に対する価格変動のリスクヘッジや在庫調整の場の提供及び取引の指標となる客観的な価格の形成を目指し、米穀の試験上場の先物取引を開始した。まもなく 2 年の試験上場期限を迎える。

これまでの取引の状況については、本所として客観的に検証を行うため「コメ試験上場検証特別委員会」（委員長：生源寺眞一名古屋大学大学院生命農学研究科教授）を設置し検証を行った結果、以下のような報告を得た。

現物価格の水準との著しい乖離等は生じておらず、他の上場商品と比較しても値動きは小さい等、価格の極端な乱高下は認められていない。生産、流通の現場に著しい支障を及ぼしているとの具体的な事実も確認されていない。

また、現物受渡しについても、取引開始以来、クレーム処理もなく、ほぼ毎月行われており、中小の卸売業者及び小売業者にとって、新たな米穀の調達先又は販売先として活用されている状況がある。特に、取引開始前には、米先物取引は震災復興に影響があるのではないかとの懸念も示されていたが、これまで現物受渡しにおいて福島県産米が活発に取引されており、これにより、風評被害が懸念された福島県産米の円滑な流通に一定の寄与ができた。

取引量については、この 2 年間をみると、十分な取引量が見込まれないとまではいえず、金をはじめ他の商品の取引当初と比べて遜色のない取引量は確保出来たものと考えられるが、東日本大震災や原発事故、その後の米穀の価格の高騰等の特殊な事情があり、取引の裾野が十二分に広く広がっているとまでは言い切れない。

また、今後を見据えると、中国の鄭州商品取引所で短粒種の上場準備が進められているとの状況を踏まえた場合、我が国の主食である米穀について、国内に価格形成の場としての先物市場が存することがより重要になってくるものと考えられる。

以上の状況を踏まえれば、試験上場から本上場に移行し取引の継続性を制度的に確保することも考えられるが、この2年間は極めて特殊な状況下の試験上場であったことも踏まえれば、現時点で本上場に移行するのではなく、念のため、さらに慎重を期し、試験上場期間を延長して、価格形成、価格変動のリスクなどを検証し、かつ、取引所として取引参加者の裾野を拓げる取組を従来にも増して行うことにより、安定した取引を確保していくことこそ求められている。

また、近時においては、啓発活動・振興策等の活動の成果により、取引量は増加傾向にあり、また、米穀卸売業者の全国団体が先物取引市場への参入を表明し、実際に取引を開始する等、先物市場が米穀流通の重要なインフラとなる萌芽は見受けられ、着実に取引開始当初の目的の方向に歩みつつある。

以上のことから、本所の定款について、農産物市場に米穀を含める範囲変更期間を2年間延長するための所要の変更を行うものであるが、もとより、今後とも、商品設計等については、当業者の意見を十分に聞いた上で、不断の見直しを行い、より利用しやすい市場の実現を図っていく所存である。

以 上

定款一部変更

平成25年7月8日
大阪堂島商品取引所
下線部は変更箇所

変 更	現 行	備 考
<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条、第 2 条 (省 略)</p> <p>(商品市場・上場商品等) 法 2 条、11 条</p> <p>第 3 条 1～3 (省 略)</p> <p>4 農産物市場における米穀の上場期間は、取引を開始した日から <u>4年</u>を経過した日までとする。ただし、<u>4年</u>経過前に取引を開始している限月に限り取引を継続することができるものとする。</p> <p>(以下省略)</p> <p>附 則 (平成 25 年 7 月 8 日) 平成25年7月8日開催の臨時総会において決議されたこの定款の変更は、農林水産大臣の認可の日(平成25年 月 日)から施行する。</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条、第 2 条 (省 略)</p> <p>(商品市場・上場商品等) 法 2 条、11 条</p> <p>第 3 条 1～3 (省 略)</p> <p>4 農産物市場における米穀の上場期間は、取引を開始した日から <u>2年</u>を経過した日までとする。ただし、<u>2年</u>経過前に取引を開始している限月に限り取引を継続することができるものとする。</p> <p>(以下省略)</p>	